陳情第４号

2017年2月13日

逗子市議会議長　菊池俊一　様

全日本年金者組合　逗子葉山支部
支部長　渡辺勝美
住所　〒249-0003　逗子市池子2-19-1146

# 年金の毎月支給を求める意見書を国に提出することについての陳情

1　陳情の要旨

貴議会において、地方自治法99条に基づき、年金の毎月支給を実現することを意見書として国に提出していただきたく陳情いたします。

2　陳情の理由

貴職におかれましては、日頃から市民の生活向上と福祉増進のためご尽力されていることに敬意を表します。

年金支給は2ヶ月に1回、偶数月の15日とされていますが、高齢者にとって年金は命綱です。1日も早く年金を受け取らなければ生きていけないという切実な現実があります。

年金を受給している人の半数近くが月額10万円未満、2015年4月の老齢基礎年金額は満額で1ケ月あたり6万5千円となっています。基礎年金のみで月額平均5万円弱の人が800万人もいます。私たち年金者組合は、年金削減を停止し物価上昇に見合った増額をすること、そして最低補償年金制度を創設して無年金・低年金者のくらしを守ることが急務であることを訴えております。高齢者が安い年金で2ヶ月間、計画的にくらすことは困難を伴います。せめて毎月の支給であれば、くらしのやりくりをつけることもできます。

年金の隔月支給は、国際水準から言っても遅れています。国は支給手続きの煩雑さなどを理由としているようですが、支給する側の都合ではなく、受給する生活者の立場に立てば、毎月支給は当然のことです。それをさけているのは国の怠慢といえるのではないでしょうか。

高齢者は、年金の削減、医療費の負担増により経済的不安に加え、介護の不安も抱えながらくらしています。

貴議会におかれましては高齢者のくらしを守る立場から、国に対して年金の毎月支給を実現するよう意見書を提出していただきますよう、陳情するものです。

第８号
収 29.2.13 受
逗子市議会